

「保育士・保育の現場の魅力発信」

企画・運營業務委託仕様書

1 業務名

「保育士・保育の現場の魅力発信」企画・運營業務(以下、「本業務」という)

2 目的

保育所等は、社会機能の維持のために重要な役割を担っており、保育に対するニーズと関心が高まっている一方、相次ぐ保育現場の事件・事故(子の置き去り、園バス、不適切保育等)や感染対策の対応など、以前に比べても園や保育者に求められる役割や業務が多くなっており、「保育者は大変」というネガティブなイメージが先行し、保育者を目指す方や保育者に復帰しようとする者が低減していることから、様々な手法を用いて、指定保育士養成施設、市町および保育関係団体等と連携を図りながら保育の現場についての魅力の発信を行い、保育者に対するポジティブなイメージを醸成することを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

本業務の目的を理解し、下記(1)および(2)の事業にかかるすべての業務を行うものとする。

(1) 魅力発信にかかるWEB広告の配信について

- ・若い世代および中高生の保護者などに向けて、まずは保育者に興味を持ってもらい、楽しくやりがいのある仕事だと知ってもらうことを目的として、保育の現場でのやりがいや保育士の思い、気持ち等をSNSで配信すること。
- ・令和6年度に作成したランディングページ(以下「LP」という。)の周知のため Instagram および YouTube において各媒体年6回以上 SNS で WEB 広告を配信すること。
- ・内容等は県と協議のうえ、別途調整すること。

(2) LP の保守管理

- ・LP の保守管理および修正等を行うこと。
- ・ドメイン利用料、レンタルサーバー利用料を支払うこと。
- ・LP の修正等にあたっては、最低年1回行うこととし、県と協議のうえ、別途調整すること。

5 実施計画書および業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに実施計画書(様式1)および業務工程表(業務実施体制、スケジュール等)を提出し、県の承諾を得ること。

6 県との協議等

- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と密に打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務を遂行できるよう提案を行い、実施すること。

- ・本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実かつ柔軟に業務を進めること。また、県から協議または打合せを求めた場合においても、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・受託者は、県および関係者と協議および打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- ・業務の実施にあたって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

7 実績報告書の作成

受託者は、令和9年3月31日までに次の事項を記載した本業務の実績報告書(様式2)を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

本業務の実施内容・本業務に要した費用の内訳・実施した業務の一覧およびその成果・その他事業実施の説明に必要となる資料

8 情報発信および成果品の使用について

本業務による成果品に対する著作権等は県に帰属するものとし、二次利用等が可能なものとする。

9 その他留意事項

- ・本業務の目的を達成するため、必要な範囲内で追加の業務に関し協議を求める場合がある。その場合は、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続き等については、原則として受託者が代行して行うこと。
- ・受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、第三者に漏洩することが無いよう厳重に取り扱うこと。
- ・契約書および本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。